

## 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（法第11条第1項ただし書又は法第12条第二項ただし書）

★建築確認申請に係る申請手数料に加え、下表に記載の省エネ基準適合に係る審査手数料が加算されます。

住	(一) 一戸建て住宅	
	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,500円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	4,700円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	7,800円
宅	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
	(二) 一戸建て住宅以外の住宅（※1）	
	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの	4,300円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	8,200円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	13,300円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	15,900円
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	22,300円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	31,300円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	50,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円

※1 一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。